

#### 提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会（総代会）の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

#### ④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後4週間以内に法務局に変更登記をしなければなりません。

#### 提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 監事の証明書
- iii) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

#### ⑤ 事務所移転

主たる事務所を移転した場合（同一登記所の管轄区域内で移転もしくは、他の登記所の管轄区域内に移転した場合の旧所在地における登記）

#### 提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会（総代会）の議事録（定款に主たる事務所の

所在地として最小行政区画名のみ記載してある場合において、その区域内で移転した場合は定款変更を要しない。）

- iii) 定款変更認可書（定款を変更した場合）
- iv) 事務所移転に関する理事会の議事録
- v) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

#### 登記申請書提出先

〒990-0041  
山形市緑町1-5-48（山形地方合同庁舎）  
山形地方法務局 TEL.023-625-1321(代表)

提出書類の各様式は、[本会ホームページ](http://www.chuokai-yamagata.or.jp/) (<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>) へ掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、認証ID(ユーザー名)及びパスワードは、会員の皆様には、事前にお知らせしておりますが、ご不明な場合は本会までお問い合わせ下さい。

## 組合運営

# Q & A

#### 質問内容



### 教育情報費用繰越金は必ずしなければならないか。

#### 回答内容



事業協同組合で、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業を行うものは、その事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰越さなければならない（組合法第58条第4項）。これを定款例では教育情報費用繰越金といている。

教育・情報等の事業経費は組合員に賦課することもあるが、剰余金の一部をこれに充当して、教育情報事業を活発にすることが協同組合の健全な発展のために望ましいとしたのが立法の趣旨である。ところが、実務家からは、この立法の理想が必ずしも理解されず、毎年、この繰越金が累積する結果、一種の特別積立金となっている事例が多い。しかしながら、協同組合の組合員教育という理想達成のために存続されておるものであるから、剰余金処分の項目として行わなければならない。

したがって、この繰越金は他に流用することは許されず、翌年度において教育情報事業費に充てるため戻入され、更に未使用分は順次繰越される。このため繰越金は翌事業年度の収支予算作成の際、収入に計上しておくことになる。なお、使用の対象となる教育情報事業費は必ずしも組合自身の行う教育情報事業に限らず、組合の加入する連合会の行う教育情報事業に経費として支出することもできる。

ところで、この教育情報費用繰越金の性質については議論の岐れるところである。法律的性質においては、剰余金の留保されたものであるから準備金的一种として資本項目とみることでもできる。会計上からみるときは、経費に充てるべく繰越され、翌年度以後において、教育情報事業の経費として支払われるのであるから、一種の引当金であると考えられる。経理基準は特定引当金に分類している。

なお、この繰越金を持分計算の対象とするかどうかについては議論のあるところであるが、前述のように、翌事業年度に、教育情報事業に支出されるのであるから、計算の対象としないのが適当である。また、この繰越金は課税済のものであるから、翌年、戻入したときは申告書で減算しなければならない。